

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月28日

【会社名】 グローバルアジアホールディングス株式会社

【英訳名】 Global Asia Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 楊 晶

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋二丁目22番1号

【電話番号】 03-6435-7800

【事務連絡者氏名】 取締役 中杉 大陸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋二丁目22番1号

【電話番号】 03-6435-7800

【事務連絡者氏名】 取締役 中杉 大陸

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
(所在地)東京都中央区日本橋兜町2番1号

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年7月21日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

報告内容

13. 第三者割当の場合の特記事項
(6) 大規模な第三者割当の必要性

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

2【報告内容】

13. 第三者割当の場合の特記事項
(6) 大規模な第三者割当の必要性

(訂正前)

___ 資金ニーズ

当社グループは、平成27年5月29日の第三者割当増資により調達した約1億円の一部を、未払債務の支払いに充当いたしました。現在でも約2.5億円の借入金および約2.5億円の未払債務が残存しております。本件調達資金の一部を充当し、残存する負債を一掃することにより、延滞金等のコストの削減を図ることができます。

当社グループでは、昨年来過去の社内不祥事の調査や原因究明に時間を費やす一方、「食品事業」や「デジタルコンテンツ&マーケティング事業」における収益改善に向けた努力を継続してまいりましたが、後者事業は昨年秋以来、所属社員が全員退社するなどにより、休業状態になってしまいました。復活を期して、今年7月から再スタートを切りました。現段階では、食品事業のテコ入れにより収益改善の兆しが見られるものの、会社全体の運転資金を賄う状況にまでは到達しておりません。本件調達資金により既存事業及び新規事業への投資を含む積極的な事業展開を図り、平成29年3月期第1四半期中には事業収益により運転資金を賄うことができる状況を実現できると計画しておりますが、それまでに運転資金として約3.7億円が必要であると想定しております。なお、本件運転資金には、内部管理体制の強化のための各種施策を実行していくための費用や訴訟関連費用等が含まれており、具体的には人員増強のための人件費220万円、訴訟関連弁護士・コンサルタントフィー330万円などが含まれています。

本件第三者割当における調達金額は、上記既存事業及び新規事業への投資を中心とし、その事業展開により、本社経費を上回る営業利益を獲得し、全社営業利益の黒字化を目指してまいります。また借入金、未払債務等負債を返済することにより、金利等支払の負の循環から抜け出ることを目指してまいります。当該金額は、当社の事業規模及び時価総額に比して相対的に大きく、一定規模の希薄化を伴いますが、平成28年3月期において営業利益の黒字化を達成し企業価値を向上させることで、長期的には株主利益の向上に繋がると考えております。しかしながら、実際の新規事業への投資や買収は今後交渉して決定するものであり、現在の会社計画通りの収益が獲得できず、営業利益の黒字化が達成できないリスクがあります。

___ 債務超過解消の必要性

当社グループは、平成27年3月期第1四半期末において388百万円の債務超過に陥り、平成27年3月期連結会計年度においても964百万円の債務超過の状況が継続しており、平成27年6月30日付で猶予期間入り銘柄に指定されています。債務超過の状況が2期連続して継続しますと上場廃止基準に抵触します。従いまして、当該状況を早急に解消し既存株主様を安心させることが必要と考えております。万が一、上場廃止となれば、取引先の当社グループに対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があります。また、既存株主様にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。

本件第三者割当は、債務超過の解消のみを企図して実施するものではありませんが、将来の投資資金を確保するために大幅に資本を増強するため、結果として期末時点で債務超過は解消する見込みとなります。

― 監理銘柄指定解除の必要性

平成24年4月に社外調査委員会による調査が行われ、ハミング社によるグロース社グループからの店舗の取得をめぐる一連の取引について会計処理が不適切ではないかとの指摘が行われました。その原因が当社の当時の取締役による与信管理の懈怠、当社及び子会社であるハミング社の内部管理体制の不備等にあるとの判断のもと、大阪証券取引所において平成24年6月20日に特設注意市場銘柄指定が行われ、東京証券取引所においても平成25年9月24日及び平成27年5月13日に当該指定が継続され、平成27年6月20日をもって当該指定から、3年が経過することになりました。3年経過後に当社から東証に提出した内部管理体制確認書の内容等を東証から確認され、内部管理体制等に問題があると認められた場合には、当社株式の上場廃止が決定されるところ、当社株式について上場廃止となるおそれがあると判断され、平成27年6月20日からは監理銘柄（審査中）に指定されました。なお、監理銘柄指定中であっても、内部管理体制等の改善の見込みがなくなったと認められる場合、上場廃止になります。同年7月1日からは、制度信用取引取り消しの処置が適用されています。

当該指定を解除するためには、当社グループ内の管理体制の抜本的改革、子会社に対する管理体制の強化が先決の課題であります。前記（3）「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」に記載のとおり、必要な体制を整備し、更なる業務管理体制の強化及び経営管理体制の強化並びに情報開示体制の強化を行い、現在の監理銘柄指定の解除の実現を図って参ります。さらに、今後、当社は子会社化した会社において、当社の社内規程を当該子会社においても適応することにより、適切な子会社管理を行う方針であります。しかしながら、東証による審査の結果、上場廃止となるリスクがあります。

― 営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの解消の必要性

当社グループは平成27年3月期連結会計期間において営業損失が490百万円発生しており、営業キャッシュ・フローはマイナスの状態であり、平成27年6月30日付で上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されています。平成28年3月期決算において、営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローの額がマイナスであった場合には上場廃止基準に抵触いたします。万が一、上場廃止となれば、取引先の当社グループに対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があるところであり、また、既存株主にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。

従いまして、A種優先株式により資金を調達し、収益の見込める事業への新規投資を実行します。これにより、当社グループは営業利益を計上して経営の安定化を図り、当社グループだけでなく既存株主の利益にも供したいと考えています。しかしながら、実際の新規事業への投資や買収は今後交渉して決定するものであり、現在の会社計画通りの収益が獲得できず、営業利益の黒字化が達成できないリスクがあります。

― 優先株式の第三者割当の形式での発行による資金調達の必要性

前述のとおり、当社グループの損益状況及び財政状態は依然厳しい状況となっております。現状から、追加投資を実施しない状況における既存事業の収益のみにより運転資金を賄うことは困難であると予想され、このままでは当社グループの運営に更なる支障が出てくると考えております。そこで過去の負の遺産の整理に目処をつけ、その後事業拡大に資金を活用し、採算の見込める投資を積極的に進めていくべきであると考えております。厳しい経営状況から金融機関からの借入により当該資金を調達することは難しいと判断いたしました。

また、他の資金調達方法として、幅広い投資家や株主から資金を調達するための様々な方法によるエクイティ・ファイナンスを検討いたしました。公募増資は、現在の株式市場、当社の業績、債務超過の財務状態、株価動向、株式流動性等から判断すると、公募の引受先の選定、応募の可能性が低いと考え、さらに、株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮いたしますと、不相当であると判断いたしました。

そこで、広く投資先を募る公募増資や株主割当ではなく、当社グループの経営成績および財政状況や今後の事業展開について十分な理解がある特定の投資家から資金を調達する方法が、上述した当社グループの状況を踏まえると適切であると判断いたしました。

そうした状況の中、日本での投資先を模索していたファンドであり、かつ、当社の代表取締役会長を通して当社グループの状況及び今後の事業展開についての理解を深めていたShanghai Hugel Leaf Investments Holding Co.,Ltdが、上述した厳しい当社グループの資金ニーズに応え、速やかな資金調達を実現させることが可能である投資家として資金調達先の候補に挙がりました。

当社としては、直近の当社の株価の低迷も踏まえ、一定規模以上の資金を確実に調達するために、特定の投資家から社債での資金調達を行うことも有力な選択肢の一つではありましたが、当社及びヒューズリーフとの間で資金調達の方法及び条件について協議を重ねたところ、当社の発行する社債を引き受ける形での資金調達は、エクイティによる投資を基本とするShanghai Hugel Leaf Investments Holding Co.,Ltdの投資方針に沿わなかったことが

ら、社債での資金調達は断念いたしました。そこで、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdからのエクイティによる資金調達について検討したところ、柔軟な条件の設定が可能である優先株式の形での資金調達が最も適切であると判断いたしました。

ただし、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdはファンドとして、リスクを取って出資を行い当該リスクに見合ったリターンを得る必要があり、投資先の経営に将来的に関与できる余地を残しておきたい点、また、今後、当社グループの財務状況が改善し、収益性のある事業が軌道に乗ること等により、当社普通株式の株価が上昇するような局面においては、当該アップサイドを回収できる形での投資としたい点が要請されていたことから、かかる要請に配慮し、普通株式への転換が全く生じない形での優先株式ではなく、一定期間の経過後に当社普通株式への転換が可能となる取得請求権を付した優先株式とすることにいたしました。

上記の通り、当社としては、直近の株価の低下を踏まえ、普通株式による資金調達よりも社債による資金調達が望ましいと考えておりましたが、引受先の候補であるヒュージリーフからは、柔軟な資金回収手段は早い段階から残しておきたいとの要請があり、当社としては、当社グループの事業がある程度軌道に乗るまではShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdには株主として関与し続けていただきたいと考えており、また、A種優先株式の発行直後の急激な希薄化を避けるという観点からも、当社普通株式への転換を認める場合であっても、当社普通株式を対価とする取得請求権の始期についてはできるだけ遅い時期になるように交渉いたしました。かかる交渉の結果、当社とヒュージリーフ側の双方が譲歩する形で、A種優先株式の発行から1年3か月後に当社普通株式を対価とする取得請求権の始期として設定しております。この結論に至りました経緯は、当社の直近の株価の低下を考慮すると普通株式による資金調達ではなく、社債による調達を考えていました。引受先として唯一手を挙げてくれましたShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdは、investment companyであり、Equity Finance でなら応じてよいということになりました。この条件を満たすなら必ずしも普通株でなくてもよいという了解を得ました。優先株を提案して合意したが、中・米などと異なり、優先株市場の存在しない日本での優先株の流動性がないのに等しいので、普通株式への転換期を明記してほしいということになりました。転換期は既存普通株主の利益のために、1年以上できる限り、抑制的にしてほしいという当社と1年以上できる限り短い期間であってほしいという引受先との交渉の結果、双方ともに妥協した接点として、1年3か月としました。

A種優先株式に当社普通株式への転換が可能となる取得請求権が付されていることによる希薄化については上記「(4)大規模な第三者割当に関する事項」をご参照下さい。

以上のことから、当社としては、当社の財務状況を改善し、積極的な事業展開するための投資資金を確保、及び普通株式の希薄化を回避するために、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdに対して第三者割当によるA種優先株式の発行の方式で資金調達をすることが最善の選択であると判断いたしました。

以上の通り、A種優先株式による資金調達は、企業規模の拡大、新規事業の推進、経営の長期的安定及び業績改善による企業価値の向上のためには必要不可欠であり、これらの取組みを推進することが企業価値の増大と株主価値の向上に資すると考えております。

(訂正後)

募集の目的

当社は、過去実施された投資の失敗や、社内不祥事等による負の遺産の整理のため、訴訟可能性のある債務については、訴訟損失引当金の計上、回収可能性の低い債権については、貸倒引当金の計上など、平成27年3月期連結会計年度において、営業損失490百万円、純損失1,678百万円を計上した結果、946百万円の債務超過状態にあります。また営業キャッシュ・フローも数期にわたりマイナス状況が継続しており、継続企業的前提に重要な懸念を生じさせる状況が続いています。こうした状況を解消して、平成28年3月期連結会計期間において、営業キャッシュ・フローまたは営業損益の面からの上場廃止を回避するためには、債務超過の解消はもとより、ホールディングス(持株会社)の固定費部分(人件費、家賃その他の事務運営費等)を超える営業利益を確保できる事業を営むことが必須となります。これまでに蓄積したノウハウを持つ食品事業やデジタルメディアマーケティングを核としてシナジーのある事業を追求する一方で、投資採算性に焦点を当てて、全くの新規分野の新規事業にも進出するなど選択と集中に注力した資金投下を実行します。一方、当社は平成27年1月27日付「第三者委員会報告書に関するお知らせ」及び平成27年2月9日付「第三者委員会の追加報告書に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の内部統制及びコーポレートガバナンスが機能していなかったという指摘を受けております。平成27年3月4日付「第三者委員会報告書に基づく再発防止策について」にて公表しましたとおり、取締役6人(平成27年6月29日定時総会から6人へ2人増員)・監査役5人(当社に対応できる人選に手間取り、遅れていますが、次回開催の臨

時株主総会において社外監査役3名の選任を付議し、5人体制を予定)なども実現化過程にあります。即ち、募集の目的は、債務超過の解消並びに既存事業と関連する事業および新規業務分野への投資を行うことにより、上場廃止基準への抵触回避と黒字化をはかることとあります。

当社グループの現在の状況

当社グループの食品事業部門は、平成22年4月株式会社ハミングステージ(以下、「ハミング社」という。)を子会社化するとともに、平成22年12月及び平成23年3月にハミング社が管理・運用を委託されていたスーパーマーケット5店舗を買収してハミング社において運営してきました。しかし、その後社外調査委員会による調査が行われ、ハミング社によるグロース社グループ(*)からの店舗の取得をめぐる一連の取引について会計処理が不適切であるとの指摘が行われ、その原因が当社の当時の取締役による与信管理の懈怠、当社及び子会社であるハミング社の内部管理体制の不備等があると判断されました。これを受け、大阪証券取引所において平成24年6月20日に特設注意市場銘柄指定が行われ、東京証券取引所においても平成25年9月24日及び平成27年5月13日に当該指定が継続され今日に至っています。

(*)グロースグループは、東京大田市場で生果物卸し等を当時、業としていた経営者グループです。

ハミング社の運営するスーパーマーケットは、生鮮食品をはじめとする商品の供給能力の低下、顧客数の低迷、資金力不足のため設備投資の不足等により売上高が低迷し、数年にわたり営業損失を計上することとなり、結果として当社グループ全体の損失を拡大させる最も大きな要因になっていたこともあり、前記の問題を契機に、平成25年3月にハミング社の運営するスーパーマーケット5店舗に係るスーパーマーケット運営事業を売却し、これにより当社グループが保有するスーパーマーケットの全店舗を売却することとなりました。また、これより先に、バルザイコ鉦区の権益を売却し(平成24年11月30日開示)、天然資源開発事業から撤退しており、両事業からの撤退によって、当社の売上規模は大幅に縮小することとなりました。

天然資源開発事業からの撤退及びスーパーマーケット5店舗売却とそれに引き続くハミング社の株譲渡による売上縮小を補うこと、また当社グループの「ベジスタ」及び「旅籠」への集客の導線の役割を担うことを目的に、平成25年4月16日付けにて公表いたしましたとおり株式会社テクノメディア(以下、「テクノメディア」という。)の子会社化を決定することと致しました。テクノメディアは、デジタルコンテンツ運営・企画及びシステム開発・販売並びにインターネット広告コンサルティングを行う企業であります。

テクノメディアの買収により、当社グループの事業は、飲食店を運営する食品事業及びWEBコンテンツの提供を行うデジタルメディア&マーケティング事業から構成されております。デジタルメディア&マーケティング事業については、平成27年2月12日付「子会社である株式会社テクノメディアの業績に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、平成26年11月上旬までに、テクノメディア前代表取締役社長及び従業員が退職し、事業活動に支障をきたしております。その後、デジタルコンテンツ&マーケティング事業の経験と知識の豊富な者を代表取締役に招聘し、組織及び事業の再構築を行っていましたが、この人選にも誤算が生じ、平成27年4月に解任せざるを得ませんでした。しかしながら、この事業は、今年から始まる中期事業計画(向こう3ヵ年)でも中心の一つとする事業です。小口増資の中から少額を割り振り、平成27年7月から新人員を投入して準備作業に入っています。また、平成26年11月14日付け「連結子会社の異動(連結除外)に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社連結子会社である株式会社旅籠が、旧経営陣の一部と深い関係にある者により実質的に支配され、当社の支配が及ばない状況となっておりますので、平成26年7月1日をもって当社連結グループより除外することといたしました。当社では従来、株式会社旅籠の支配権回復のため法的手続きを進めておりましたが、証券取引等監視委員会及び警視庁による強制調査を受けて以降、新規増資実行計画の大幅遅れなど、当社を取り巻く環境の変化もあり、進捗状況に遅れが出ておりましたが、法的側面からも、支配権回復と支配権放棄の選択肢を精緻に比較検討した結果、放棄の選択を行うことが合理的と判断するに至り、現在、支配権放棄の方向で検討中です。

平成26年3月期通期において、食品事業は売上高138百万円、営業損失69百万円、デジタルメディア&マーケティング事業は売上高637百万円、営業損失11百万円を計上しました。平成27年3月期連結会計期間において、食品事業は売上高138百万円、営業損失13百万円、デジタルメディア&マーケティング事業は売上高311百万円、営業損失41百万円を計上しております。当社グループといたしましては、両事業の稼働レベルを損益分岐点レベルまで向上させることを喫緊の課題として今後も取り組んで参ります。複数期にわたり営業損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローがマイナスの状況の中、当面の資金需要に対応するため、平成26年6月に第三者割当増資(平成26年5月28日公表)により約2.1億円を調達いたしました。当該調達資金の全額の所在が不明となる事態が発生いたしました。

当社は、平成26年6月27日の株主総会で、取締役の大半を交代させ、現経営陣を選任いたしました。また、現経営陣の下、平成26年7月22日付「社内調査委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり社内調査委

員会を設置し、所在不明の資金の確認、資金の引出し主体や引出し理由、違法行為の有無、当該増資資金等以外の現預金の流出の有無等についての調査を行うこととしました。しかし、平成26年8月15日付「特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、社内調査を進める中、調査対象となった平成26年6月の第三者割当増資資金の所在不明の他、預け金や営業保証金の多くの資産及び固定資産について、その資産性や回収可能性に疑義が生じ、また、減損処理、偶発損失引当金等も含めて、合計で約10億円の特別損失を計上せざるを得ないこととなりました。社内調査委員会からの提言も受け、平成26年10月27日付にて公表いたしましたとおり、()平成26年6月に入金された増資資金のうち、内容が明らかとなっていない約192百万円に関する実態調査、()平成27年3月期第1四半期において特別損失を計上した、資産性や回収可能性に疑義が生じている預け金や営業保証金に関する実態調査、()社内調査の過程で生じた疑問点(一昨年実施された増資の振込金の入金、並行して実行された融資の目的など)に関する調査、() ()から() (以下、「過去の経営諸問題」という。)の発生原因や経緯の調査、()過去の経営諸問題の責任の所在の明確化、()過去の経営諸問題の再発防止策に関する提言を目的に外部の専門家による第三者委員会を立ち上げ、実態及び原因の解明に着手しました。平成27年1月27日付け「第三者委員会の調査報告書に関するお知らせ」及び2月4日付け「第三者委員会の追加調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、実態及び原因を解明し再発防止などの提言を受け、再発防止に向けコーポレートガバナンス及び内部管理体制の強化を目指した改善策を実施して参ります。

当社は、平成27年3月18日に証券取引等監視委員会及び警視庁により、過年度の有価証券報告書の虚偽記載の疑いにより強制調査を受けております。そのため、今後の証券取引等監視委員会及び警視庁の判断を受けて有価証券報告書の過年度の訂正を行う可能性があります。その場合には、課徴金が課せられたり、更に虚偽記載の責任が法人まで及ぶ事態に至ると、さらなるリスクも発生します。

当社グループは、平成27年5月29日の第三者割当増資により調達した約1億円の一部を、未払債務の支払いに充当いたしました。現在でも約2.5億円の借入金および約2.5億円の未払債務が残存しております。本件調達資金の一部を充当し、残存する負債を一掃することにより、延滞金等のコストの削減を図ることができます。

第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について

平成27年1月27日付「第三者委員会の報告書に関するお知らせ」及び2月4日付「第三者委員会の追加調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第三者委員会より、組織体制上、会社代表印、銀行届印、認印等の管理不備、会社規模に比して多額の手元現金を保有していたこと、与信管理・稟議制度の形骸化、という原因があったと指摘を受け、これらを改善することに加え、内部統制及び企業統治に係わる統制環境、組織の資質について改善すべきである旨の提言を受けました。

指摘・提言を受けまして、平成27年3月4日付「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」にて公表いたしましたとおり、当社グループは下記のとおり、コーポレートガバナンスの見直し、適切な決裁手続の構築、法令遵守体制の強化を骨子とした再発防止策を今後実施して参ります。再発防止策の詳細につきましては、「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」をご参照下さい。なお、再発防止策の実施に先がけ、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、調査報告書の調査対象となった取引等を主導した取締役は退任しており、また、菊地博紀前取締役が平成27年2月6日付けに当社取締役を辞任したことに伴い、当社は、当時とは経営陣を一新致しました。

コーポレート・ガバナンスの見直し

現金取引の是正及び経理部門の強化については、社内規程に基づき、小口現金を除き、現金保有を解消し、現金取引の実態を是正する過程にあります。当該再発防止策を策定する以前において相手先の要望により現金による取引が2件行われました。今後は、当該再発防止策に沿った取引を行う方針であります。

取締役会の強化及び社外取締役の増員については、平成27年6月開催の定時株主総会において社外取締役の増員を決議し、社外取締役を3名とし、取締役会が強化されております。

監査役会の強化及び社外監査役の増員については、平成27年6月開催の定時株主総会において増員する予定でありましたが、人選等の対応が間に合わずに社外監査役は3名のままではありますが、次回開催の臨時株主総会において社外監査役の選任を付議いたします。そのため、監査役会の強化は今後の課題となります。

経営監視委員会及びコンプライアンス委員会の廃止及び新たな経営監視委員会の設置については、平成27年6月に発足し、内部監査室等との情報共有を図り、業務改善を図っている過程であります。

内部監査室の充実については、常勤2名体制とし、社外取締役、監査役及び経営監視委員会との情報共有を図っており、経営監視委員会よりの指導を受けて業務改善を図っている過程であります。

法務・与信管理の充実については、与信担当者を新たに設置し、社内規程に基づき与信管理の充実を図る過程であります。

適切な決裁手続の構築

稟議・押印制度の運用強化については、社内規程に基づいた適正な運用が行われているのかを内部監査室による内部監査を行い、問題発生時には社外取締役、監査役及び経営監視委員会に報告する体制が出来ております。

印章管理の運用強化については、社内規程に基づいた適正な運用が行われているのかを内部監査室による内部監査を行い、問題発生時には社外取締役、監査役及び経営監視委員会に報告する体制が出来ております。

法令遵守体制の強化

反社会的勢力の排除については、当社役職員より反社会的勢力でない旨の誓約書を受領しております。

内部通報制度の機能化については、顧問弁護士へのホットライン及び内部通報制度を当社役職員への周知をしております。

コンプライアンス教育の実施について、平成27年3月より研修会及び勉強会を実施しております。

情報管理の強化

情報管理の強化については、当社社内規程に基づきインサイダー取引規制を全役職員及び取引先等へ周知徹底し、情報の流出防止を図っております。

適時開示体制の強化

当社は、平成27年7月10日付「子会社（株式会社ベジスタ）の過去の開示の訂正について」にて公表のとおり、適時開示の訂正を行いました。今後は、当社の適時開示フローに基づき適時開示の可否を判断するとともに、弁護士及び会計士等の専門家とも緊密に連携した上で適時開示を行ってまいります。

今後の事業計画

当社グループは、現在食品事業およびデジタルコンテンツ&マーケティング事業とシナジー効果のある事業体の買収を図るとともに、投資採算性を前提に新規事業にも拡大し、経営基盤を強固にする検討をしております。

資金ニーズ

当社グループは、平成27年5月29日の第三者割当増資により調達した約1億円の一部を、未払債務の支払いに充当いたしました。現在でも約2.5億円の借入金および約2.5億円の未払債務が残存しております。本件調達資金の一部を充当し、残存する負債を一掃することにより、延滞金等のコストの削減を図ることができます。

当社グループでは、昨年来過去の社内不祥事の調査や原因究明に時間を費やす一方、「食品事業」や「デジタルコンテンツ&マーケティング事業」における収益改善に向けた努力を継続してまいりましたが、後者事業は昨年秋以来、所属社員が全員退社するなどにより、休業状態になってしまいました。復活を期して、今年7月から再スタートを切りました。現段階では、食品事業のテコ入れにより収益改善の兆しが見られるものの、会社全体の運転資金を賄う状況にまでは到達しておりません。本件調達資金により既存事業及び新規事業への投資を含む積極的な事業展開を図り、平成29年3月期第1四半期中には事業収益により運転資金を賄うことができる状況を実現できると計画しておりますが、それまでに運転資金として約3.7億円が必要であると想定しております。なお、本件運転資金には、内部管理体制の強化のための各種施策を実行していくための費用や訴訟関連費用等が含まれており、具体的には人員増強のための人件費22百万円、訴訟関連弁護士・コンサルタントフィー33百万円などが含まれております。

本件第三者割当における調達金額は、上記既存事業及び新規事業への投資を中心とし、その事業展開により、本社経費を上回る営業利益を獲得し、全社営業利益の黒字化を目指してまいります。また借入金、未払債務等負債を返済することにより、金利等支払の負の循環から抜け出ることを目指してまいります。当該金額は、当社の事業規模及び時価総額に比して相対的に大きく、一定規模の希薄化を伴いますが、平成28年3月期において営業利益の黒字化を達成し企業価値を向上させることで、長期的には株主利益の向上に繋がると考えております。しかしながら、実際の新規事業への投資や買収は今後交渉して決定するものであり、現在の会社計画通りの収益が獲得できず、営業利益の黒字化が達成できないリスクがあります。

債務超過解消の必要性

当社グループは、平成27年3月期第1四半期末において388百万円の債務超過に陥り、平成27年3月期連結会計年度においても964百万円の債務超過の状況が継続しており、平成27年6月30日付で猶予期間入り銘柄に指定されています。債務超過の状況が2期連続して継続しますと上場廃止基準に抵触します。従いまして、当該状況を早急に解消し既存株主様を安心させることが必要と考えております。万が一、上場廃止となれば、取引先の当社グループに対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があるところであります。また、既存株主様にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。

本件第三者割当は、債務超過の解消のみを企図して実施するものではありませんが、将来の投資資金を確保するために大幅に資本を増強するため、結果として期末時点で債務超過は解消する見込みとなります。

― 監理銘柄指定解除の必要性

平成24年4月に社外調査委員会による調査が行われ、ハミング社によるグロース社グループからの店舗の取得をめぐる一連の取引について会計処理が不適切ではないかとの指摘が行われました。その原因が当社の当時の取締役による与信管理の懈怠、当社及び子会社であるハミング社の内部管理体制の不備等にあるとの判断のもと、大阪証券取引所において平成24年6月20日に特設注意市場銘柄指定が行われ、東京証券取引所においても平成25年9月24日及び平成27年5月13日に当該指定が継続され、平成27年6月20日をもって当該指定から、3年が経過することになりました。3年経過後に当社から東証に提出した内部管理体制確認書の内容等を東証から確認され、内部管理体制等に問題があると認められた場合には、当社株式の上場廃止が決定されるところ、当社株式について上場廃止となるおそれがあると判断され、平成27年6月20日からは監理銘柄（審査中）に指定されました。なお、監理銘柄指定中であっても、内部管理体制等の改善の見込みがなくなったと認められる場合、上場廃止になります。同年7月1日からは、制度信用取引取り消しの処置が適用されています。

当該指定を解除するためには、当社グループ内の管理体制の抜本的改革、子会社に対する管理体制の強化が先決の課題であります。前記（3）「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」に記載のとおり、必要な体制を整備し、更なる業務管理体制の強化及び経営管理体制の強化並びに情報開示体制の強化を行い、現在の監理銘柄指定の解除の実現を図って参ります。さらに、今後、当社は子会社化した会社において、当社の社内規程を当該子会社においても適応することにより、適切な子会社管理を行う方針であります。しかしながら、東証による審査の結果、上場廃止となるリスクがあります。

― 営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスの解消の必要性

当社グループは平成27年3月期連結会計期間において営業損失が490百万円発生しており、営業キャッシュ・フローはマイナスの状態であり、平成27年6月30日付で上場廃止に係る猶予期間入り銘柄に指定されています。平成28年3月期決算において、営業損失及び営業活動によるキャッシュ・フローの額がマイナスであった場合には上場廃止基準に抵触いたします。万が一、上場廃止となれば、取引先の当社グループに対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し倒産に至る可能性があるところであります。また、既存株主にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。

従いまして、A種優先株式により資金を調達し、収益の見込める事業への新規投資を実行します。これにより、当社グループは営業利益を計上して経営の安定化を図り、当社グループだけでなく既存株主の利益にも供したいと考えています。しかしながら、実際の新規事業への投資や買収は今後交渉して決定するものであり、現在の会社計画通りの収益が獲得できず、営業利益の黒字化が達成できないリスクがあります。

― 優先株式の第三者割当の形式での発行による資金調達の必要性

前述のとおり、当社グループの損益状況及び財政状態は依然厳しい状況となっております。現状から、追加投資を実施しない状況における既存事業の収益のみにより運転資金を賄うことは困難であると予想され、このままでは当社グループの運営に更なる支障が出てくると考えております。そこで過去の負の遺産の整理に目処をつけ、その後事業拡大に資金を活用し、採算の見込める投資を積極的に進めていくべきであると考えております。厳しい経営状況から金融機関からの借入により当該資金を調達することは難しいと判断いたしました。

また、他の資金調達方法として、幅広い投資家や株主から資金を調達するための様々な方法によるエクイティ・ファイナンスを検討いたしました。公募増資は、現在の株式市場、当社の業績、債務超過の財務状態、株価動向、株式流動性等から判断すると、公募の引受先の選定、応募の可能性が低いと考え、さらに、株主割当は、調達額も不確定であり、また手続きにかかる時間及びコストを考慮いたしますと、不相当であると判断いたしました。

そこで、広く投資先を募る公募増資や株主割当ではなく、当社グループの経営成績および財政状況や今後の事業展開について十分な理解がある特定の投資家から資金を調達する方法が、上述した当社グループの状況を踏まえると適切であると判断いたしました。

そうした状況の中、日本での投資先を模索していたファンドであり、かつ、当社の代表取締役会長を通して当社グループの状況及び今後の事業展開についての理解を深めていたShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdが、上述した厳しい当社グループの資金ニーズに応え、速やかな資金調達を実現させることが可能である投資家として資金調達先の候補に挙がりました。

当社としては、直近の当社の株価の低迷も踏まえ、一定規模以上の資金を確実に調達するために、特定の投資家から社債での資金調達を行うことも有力な選択肢の一つではありましたが、当社及びヒュージリーフとの間で資金調達の方法及び条件について協議を重ねたところ、当社の発行する社債を引き受ける形での資金調達は、エクイティによる投資を基本とするShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdの投資方針に沿わなかったことから、社債での資金調達は断念いたしました。そこで、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdからのエクイティによる資金調達について検討したところ、柔軟な条件の設定が可能である優先株式の形での資金調達が最も適切であると判断いたしました。

ただし、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdはファンドとして、リスクを取って出資を行い当該リスクに見合ったリターンを得る必要があり、投資先の経営に将来的に関与できる余地を残しておきたい点、また、今後、当社グループの財務状況が改善し、収益性のある事業が軌道に乗ること等により、当社普通株式の株価が上昇するような局面においては、当該アップサイドを回収できる形での投資としたい点が要請されていたことから、かかる要請に配慮し、普通株式への転換が全く生じない形での優先株式ではなく、一定期間の経過後に当社普通株式への転換が可能となる取得請求権を付した優先株式とすることにいたしました。

上記の通り、当社としては、直近の株価の低下を踏まえますと、普通株式による資金調達よりも社債による資金調達が望ましいと考えておりましたが、引受先の候補であるヒュージリーフからは、柔軟な資金回収手段は早い段階から残しておきたいとの要請があり、当社としては、当社グループの事業がある程度軌道に乗るまではShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdには株主として関与し続けていただきたいと考えており、また、A種優先株式の発行直後の急激な希薄化を避けるという観点からも、当社普通株式への転換を認める場合であっても、当社普通株式を対価とする取得請求権の始期についてはできるだけ遅い時期になるように交渉いたしました。かかる交渉の結果、当社とヒュージリーフ側の双方が譲歩する形で、A種優先株式の発行から1年3か月後に当社普通株式を対価とする取得請求権の始期として設定しております。この結論に至りました経緯は、当社の直近の株価の低下を考慮すると普通株式による資金調達ではなく、社債による調達を考えていました。引受先として唯一手を挙げてくれましたShanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdは、investment companyであり、Equity Finance でなら応じてよいということになりました。この条件を満たすなら必ずしも普通株でなくてもよいという了解を得ました。優先株を提案して合意したが、中・米などと異なり、優先株市場の存在しない日本での優先株の流動性がないのに等しいので、普通株式への転換期を明記してほしいということになりました。転換期は既存普通株主の利益のために、1年以上できる限り、抑制的にしてほしいという当社と1年以上できる限り短い期間であってほしいという引受先との交渉の結果、双方ともに妥協した接点として、1年3か月としました。

A種優先株式に当社普通株式への転換が可能となる取得請求権が付されていることによる希薄化については上記「(4)大規模な第三者割当に関する事項」をご参照下さい。

以上のことから、当社としては、当社の財務状況を改善し、積極的な事業展開するための投資資金を確保、及び普通株式の希薄化を回避するために、Shanghai Hugelaf Investments Holding Co.,Ltdに対して第三者割当によるA種優先株式の発行の方式で資金調達をすることが最善の選択であると判断いたしました。

以上の通り、A種優先株式による資金調達は、企業規模の拡大、新規事業の推進、経営の長期的安定及び業績改善による企業価値の向上のためには必要不可欠であり、これらの取組みを推進することが企業価値の増大と株主価値の向上に資すると考えております。

本件第三者割当によるリスク

株主価値の希薄化リスク

今回の本優先株式に係わる潜在株式数80,000,000株となり、平成27年5月29日付けにて発行した普通株式4,166,600株を加えますと、84,166,600株になります。これは、本日を起算日として半年間遡った場合の議決権を有する株式総数50,668,900株に対して166.11%（小数点以下第3位を四捨五入）に相当します。しかしながら、本

優先株式により調達した資金により既存事業や新規事業に積極的な投資ができることにより、企業価値の向上が見込めることから、長期的には既存株主持分の増加へつながるものと考えております。

もっとも、既存株主に対する影響は甚大であることを十分認識していることから、本件株主総会の開催を通じて既存株主に丁寧な説明を実施し、本件総会決議により本優先株式が承認されることを条件としております。

優先株式の失権リスク

割当先の環境変化等の状況により、本優先株式発行が失権した場合、当社は運転資金の確保ができず、事業への新規投資も不可能となるため、当社の事業計画に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は割当先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である旨の表明及び保証書並びに資力を証明する預金残高証明書等の確認資料を受領し、割当先の資金力を確認しております。しかしながら、当社が本優先株式の発行時において東証より上場廃止の決定がなされる状況においては、割当先は再度検討するものの、払込を行わない可能性が高い旨を口頭にて確認しております。

本優先株式の商品性について

本優先株式の商品性は、既存の株主の株主価値に配慮しつつ、当社グループの経営成績および財政状況や今後の事業展開について十分な理解がある特定の投資家からの資金調達を可能にするための設計としております。

本優先株式の内容として、本優先株式を有することとなる株主（以下、「本優先株主」という。）が当社に対し、当社普通株式（以下、「普通株式」という。）を対価として本優先株式の取得を請求することができる旨の規定が設けられており、当該請求に基づき普通株式の交付がなされた場合には、普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。しかしながら、本優先株式については、将来の取得請求権行使による普通株式の増加（希薄化）を一定程度抑制するため、以下に掲げる措置を講じております。

当社による金銭を対価とする取得条項について

本優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は、平成30年8月22日以降、当社の判断により、金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することができます。これにより、当社が、当該取得条項に基づいて本優先株式の取得を行った場合、普通株式の希薄化を一定程度は抑制することができる設計となっております。

取得請求期間の設定について

本優先株主が、当社に対して、普通株式を対価として本優先株式の全部又は一部の取得を請求することが可能な期間については、発行日から1年3か月後の平成28年11月22日以降としており、発行日において直ちに普通株式の希薄化が生じるものではない設計となっております。

議決権について

本優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととしております。そのため、普通株式の議決権の希薄化に配慮した設計となっております。

上記の通り、既存株主の普通株式について希薄化が生じることを一定程度防止するための設計にすると同時に、投資家に株主として関与し続けてもらうという観点から、以下のような商品設計にしております。

剰余金の配当について

本優先株式の配当率は年率3.00%とし、本優先株主は、普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、本優先株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は、翌事業年度に繰り延べられます。これにより、本優先株式には当社株主総会における議決権を付与していないものの、これにより、当社グループの事業がある程度軌道に乗るまで、投資家に株主として関与し続けてもらうことができる設計となっております。

普通株式を対価とする取得請求権について

本優先株式には当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、本優先株主は、平成28年11月22日以降、普通株式の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することを当社に請求することができます。これにより、普通株主として投資を継続する機会を投資家に提供することができる設計となっております。

金銭を対価とする取得請求権について

本優先株式には金銭を対価とする取得請求権が付されており、本優先株主は、平成32年8月22日以降、金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することを当社に請求することができます。これにより、投資家に投資した資金の回収の機会を与えつつ、普通株式を対価とする取得請求権の権利行使が可能となる時期よりも遅い時期から権利行使が可能となるように設定することで、当社グループの事業がある程度軌道に乗るまで、投資家に株主として関与し続けてもらうことができる設計となっております。

譲渡制限について

本優先株式の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。これにより、当社グループの事業がある程度軌道に乗るまで、投資家に株主として関与し続けてもらうことができる設計となっております。